

肝がんや重度肝硬変の 患者さんの支援のため

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の

指定医療機関の指定申請のお願い。

☞肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは……

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者さん（年収約370万円以下の方）を対象に、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）に係る医療費が高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上の場合に、指定医療機関で受けた医療にかかる費用が高療を超えた月について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。〔※「肝動注化学療法」を含む。〕

☞指定医療機関の要件は下記の2点です。

- ・肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる。
- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる。

☞指定医療機関の指定の手続。

- ・提出書類は、指定医療機関指定申請書1枚です。
- ・都道府県が指定します。

医療記録票の記載

〔患者さんが入院又は通院したときに記載してください。
患者さんが最初入院又は通院したときは医療記録票の配布をお願いします。〕

患者さんへの制度の案内

（都道府県が配布するリーフレットを活用してください。）

臨床調査個人票の作成

（臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。）

公費負担医療の請求

（入院の場合のみ。）

等

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認することができます。



○入院と通院の繰り返しにより医療費が高額となる患者さんの負担軽減のため、指定医療機関指定申請書を都道府県の担当課に提出してください。

○詳細は都道府県の担当課に御確認ください。